第

505

묵



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

1 д 2 4 д (1996年) 平成8年

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

発行所

株式会社 F P シミュレーション 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ☆有取税引下げられるが、譲渡益課税強化

Q:有価証券を譲渡した場合、改正により 何が変わるのですか。

A:有価証券取引税の税率が引き下げられ ます。反面、源泉分離課税を選択した場合、 重課となります。

## 【解説】

税制改正大綱によりますと、株券等の第2 種取引(証券会社を譲渡者とする営業として の売買ではない一般の取引)に係る税率が 万分の30から万分の21に引き下げられま す。

これは、8年4月1日から10年3月31 日までの間の措置です。

このように有価証券取引税の税率の引下げ が行なわれる反面、上場株式等に係る譲渡所 得等の源泉分離選択課税について、8年4月 1日から10年3月31日までの間に行なわ れる「みなし譲渡利益率」が、現行の5%か ら5.25%に引き上げられます。

上場株式等を売却した場合、その譲渡益に ついて源泉分離課税を選択した場合、現行で は譲渡代金の1% (5%×20%) を源泉徴 収されていましたが、今後は、譲渡代金の 1.05% (5.25%×20%) が源泉徴 収されることとなります。

